



まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第69号 平成25年9月30日
発行：株式会社 測 量 舎
〒130-0021
東京都墨田区緑1-24-5 4F
TEL：03(3846)1437
FAX：03(3846)1416
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp
URL：http://www.sokuryousha.jp

<今月のことば>

継続は力なり



<「お陰さま」 by 高橋一雄 > 第117話 成長

同じような仕事をしていても、成長する人と、あまり成長しない人がいます。成長する人と成長しない人の行動パターンをよく観察してみると、明らかに違いがあることに気が付きます。

成長する人は、今日やるべき仕事の目標を設定して、時間に関係なく、その日の目標を一つ一つ確実に実施しています。常に問題意識を持ち、積極的に仕事に取り組んでいます。不平不満や愚痴は聞いたことがありません。一方、成長しない人は、時間で仕事をしています。自分から何かをしようとはしません。常に誰かの指示待ちをしています。自分が仕事が出来ないのは、教える人の教え方が悪いなどと言い出します。

時間で仕事をしている人は、その日の仕事が完了しないと、明日やればいいと考えるようです。次の日には、次の日の仕事があるのですが、前日の残りをまず実施するので、次の日の仕事は当然に完了しません。

時間で仕事をしている人の実力を1とすると、1を何回掛けても1で、成長しないのです。
1×1×1×1×・・・

成長するためには、ちょっと頑張れば達成可能な目標を設定することがポイントです。現実不可能な目標を設定すると、最初から達成しようと思わなくなるからです。毎日1%の努力を継続することが大きな成長につながります。

1×1.01×1.01×1.01×1.01・・・

平成25年9月

*バックナンバーは弊社ホームページ「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～ 9月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん

入金トップ 原口さん

社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 加藤さん

ポイント賞 原口さん

社長より報奨金が贈られます。

<早朝勉強会> (自由参加)

3日(火)、10日(火)、17日(火)、24日(火)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」です。5日(木)、12日(木)、19日(木)、26日(木)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「経営計画書の解説」です。

<コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツ様のホームページにてコラムを連載しております。みなさん、是非ご覧下さい。



<http://www.mitsuifudosan.co.jp/lets/index.html>

<第15次富士山測り隊>

富士山観測が9月28日(土)、29日(日)に行われました。第15次終了地点は、全長45kmの内約24.6km。標高は約1785mです。



<編集後記> 白井 綾佳



そろそろ本格的な秋が始まり、厚手の長袖が必要となる季節になりました。

秋といえばサンマです。焼きサンマを食べる時に、お醤油にしようかポン酢にしようかといつも悩んでしまいます。





～・～・～ 10月の予定 ～・～・～
<今月の社員> 白井 綾佳



今月の社員を担当します白井です。

徐々に秋が近づいて来ました。 そろそろ紅葉の時期かななんて思いつつも、紅葉を見に行くために通る高速道路の渋滞は耐え難いと思ってしまい、結局は毎年紅葉を楽しむことはしていません。

先日、酒々井のアウトレットに主人と行ってきました。 主人が行きたいお店があるというので行ったのですが、けっこう歩き回ったのに目的のお店が見つかりませんでした。 場内地図で確認したところ、目的のお店が入っていないことが判明。。 えっ、行きたいお店が入っているか入っていないか調べていなかったの…と少し小競り合いに…。 目的が無くなったので来たばかりでしたが帰ることに。 私のご機嫌斜めをなおすため、私の手にはソフトクリームが与えられました。

せっかく酒々井まで来たのだからと、成田山に行ってみることにしました。 久々に行ったのですが、やはり素敵な場所だと思いました。 とくに行事の無い時期でしたが、思ったよりもたくさんの方がいました。 たまにはゆっくり散歩しながら寺院めぐりをするのも良いなと思いました。

～・～・～ 10月の予定 ～・～・～

<高橋さんが講師をします>

10月12日(土)にNPO法人相続アドバイザー協議会様主催の相続アドバイザー養成講座の第13講座で講師を務めます。 タイトルは「相続と測量」です。

～・～・～ 11月の予定 ～・～・～

<高橋さんが講師をします>

11月4日(月)にNPO法人相続アドバイザー協議会様主催の相続アドバイザー養成講座の第9講座で講師を務めます。 タイトルは「相続と測量」です。



～・～・～ 10月の予定 ～・～・～

<10月のお誕生日>

- 8日(火) 三浦さん
- 16日(水) 高橋さん



<社長と面接> (希望者のみ)

- ・3日,10日,17日,24日,31日
- 18:15～18:45

<営業会議・異見会> (グループ長以上参加)

- ・2日(水)
- 18:00～19:00 営業会議
- 19:00～20:00 異見会
- 11月は1日(金)18:00～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

- ・1日(火) 19:00～21:00
- 11月は5日(火) 19:00～です。



<社内研修> (全員強制参加)

- ・8日(火)
- 9:15～10:00 現場報告会
- 10:00～10:45 月次決算報告会
- 10:45～11:45 素直塾
- ・11月は5日(火)9:15～11:45
- 現場報告会・月次決算報告会・素直塾です。



<特別社内研修> (全員強制参加)

- ・10月の特別社内研修はありません。
- ・11月の特別社内研修はありません。



<早朝勉強会のお知らせ> (自由参加)

1日(火)、8日(火)、15日(火)、22日(火)、29日(火)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されます。 テーマは「測量作業手順の解説」です。 3日(木)、10日(木)、17日(木)、24日(木)、31日(木)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されます。 テーマは「経営計画書の解説」です。

<第16次富士山測り隊> (自由参加)

第16次富士山測り隊の観測予定日は、10月26日(土)、27日(日)です。





<不動産登記Q&A> V o 1.6 2

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）



Q どのような時に登記申請は

却下されるのですか？（その6）

A 登記申請が不動産登記法25条各号（1号～13号）のいずれかに該当するときは、登記官により登記申請は却下されます。

不動産登記法25条に掲げられている却下事由は下記のとおりです。

- ⑩不動産登記法第23条第1項に規定する期間内に同行の申出がないとき。
- ⑪表示に関する登記の申請書に掲げた土地または建物の表題に関する事項が、登記官の実地調査の結果と一致しないとき。

上記⑩⑪は前回説明しました。

今回は⑫⑬をご説明します。

⑫登録免許税を納付しないとき

所有権の登記のある不動産の分筆・分割・区分・合筆・合併の登記を申請する場合には、申請人は法定の登録免許税を法定の方法で納付しなければなりません。

法定の登録免許税とは、所有権の登記のある不動産を分筆・分割・区分する場合に

は分筆・分割・区分後の不動産1個につき1千円です。たとえば1筆の土地を3筆に分筆する場合には、登録免許税は3千円になります。

法定の納付方法とは、日本銀行やその代理店または郵便局に登録免許税に相当する金額を納付し、そこでもらった領収書を申請書に貼りつけて登記の申請をします。このように、登録免許税の納付は原則として現金納付ですが、収入印紙を申請書に貼りつけて納付することもできます。

もし、この登録免許税の全部または一部を法定の方法で納付しない場合には、その申請は却下されることとなります。

⑬1～12の各号に掲げる場合のほか、登記すべきものでないときとして政令で定めるとき。その申請は却下されることとなります。

